

みやづSDG s プラットフォーム運営要綱

(名称)

第1条 本会は、「みやづSDG s プラットフォーム」と称する。

(目的)

第2条 本会は、本市のSDG s (「持続可能な開発目標」をいう。以下同じ。)の達成に向けた取組に共感する企業、団体、個人が、つながり、会員相互の持つ強みを見える化し、会員間の交流や情報交換を通じてそれぞれの活動を活性化し、地域課題の解決にチャレンジすることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) SDG s の達成に資する事業
- (2) 会員の交流及び連携に資する事業
- (3) SDG s の普及啓発・情報発信等
- (4) 会員の申込・管理等の事業
- (5) その他、目的達成のために必要と認める事業

(会員)

第4条 本会は、本会の目的に賛同し、本市のSDG s の達成に向けた取組に共感し、宮津市SDG s 未来都市計画の事業又は宮津市内でSDG s の達成に向けた事業を展開する企業、団体、研究機関、住民団体及び教育機関等（以下「団体等」という。）並びに個人をもって組織する。

2 本会への加入を希望する団体等及び個人は、みやづSDG s プラットフォーム特設サイト（以下「特設サイト」という。）において、団体等にあつては会員登録を、個人にあつてはSDG s 宣言をそれぞれ申請し、事務局の審査を経て承認されることで会員となる。ただし、次の各号に掲げる者は会員の登録要件を満たさない。

- (1) 市税等租税公課を滞納している者
- (2) 宮津市暴力団排除条例(平成24年条例第20号)第2条に規定する暴力団、暴力団員等である者
- (3) その他、本会の運営に当たって重大な支障が生じると市長が認める者

3 市長は、前項の申請を受けて会員登録又はSDG s 宣言の承認の可否を決定したときは、申込者に対し、特設サイトを通じその結果を通知するものとする。

4 団体等の会員の登録情報は、事業者等一覧として特設サイトで公開するものとする。

5 団体等の会員は、特設サイトにて会員証をダウンロードできるものとする。

6 個人の会員は、特設サイトにてマイSDG s 宣言書をダウンロードできるものとする。

(会員の有効期間及び更新)

第5条 会員の有効期間は、登録をした月から当該月の宮津市SDG s 未来都市計画の計画期間内とする。

2 前項の未来都市計画が更新された場合は、有効期間を計画期間満了まで延長するもの

とする。

(登録の変更)

第6条 団体等の会員は、会員の有効期間内に申込内容に変更があった場合は、特設サイトの入力により市長に届け出なければならない。

(登録の辞退)

第7条 会員は、登録の辞退をしようとするときは、特設サイトの入力により市長に届け出なければならない。

(登録の取消し)

第8条 市長は、会員が第4条第2項に規定する要件を満たさないことが明らかになったときは、登録を取り消すことができる。

(調査)

第9条 市長は、申請事業者が第4条第2項に規定する要件を満たすことを確認するため、必要に応じて申込者又は会員に聴き取り及び現地調査を実施するほか、書類の提出を求めることができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

(庶務)

第11条 本会の庶務は、SDGs担当課において処理する。

附 則

この要綱は、令和6年12月1日から施行する。